

4月から児童扶養手当の手当額が改定されます

児童扶養手当の手当額が、平成29年4月分(8月10日支給分)から引き下げられます。

◇児童扶養手当額

		平成29年3月分まで(月額)	平成29年4月分から(月額)
本 体 額	全部支給	42,330円	42,290円(−40円)
	一部支給	42,320円〜9,990円	42,280円(−40円)〜9,980円(−10円)
第 2 子 加 算 額	全部支給	10,000円	9,990円(−10円)
	一部支給	9,990円〜5,000円	9,980円(−10円)〜5,000円(0円)
第3子以降 加 算 額	全部支給	6,000円	5,990円(−10円)
	一部支給	5,990円〜3,000円	5,980円(−10円)〜3,000円(0円)

◇児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、生活の安定と自立を図るために手当を支給する制度です。

※手当の支給に関しては、所得制限などがあります。

◇問い合わせ 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-23-5508



4月から次の福祉手当制度の手当額が改定されます

「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」の手当額が、平成29年4月分(特別児童扶養手当は8月10日支給分、障害児福祉手当・特別障害者手当は5月10日支給分)から引き下げられます。

◇各福祉手当制度手当額

	平成29年3月分まで(月額)	平成29年4月分から(月額)
特別児童扶養手当1級	51,500円	51,450円(−50円)
特別児童扶養手当2級	34,300円	34,270円(−30円)
障害児福祉手当	14,600円	14,580円(−20円)
特別障害者手当	26,830円	26,810円(−20円)

※各福祉手当の受給対象者は、重度の障害がある方です。

詳しくは、健康福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

◇問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645



4月から後期高齢者医療制度の保険料軽減措置に変更があります

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料は、均等割額(年額44,177円)と所得に応じて決まる所得割額の合計額です。

所得の少ない方などには、所得水準にあわせて、保険料の軽減措置(所得割軽減・均等割軽減)がありますが、4月からその軽減措置に変更があります。

◇軽減措置変更点

①所得割軽減の軽減割合が、「5割」から「**2割**」に変更されます。

②被扶養者であった方の均等割軽減の軽減割合が、「9割」から「**7割**」に変更されます。

◇均等割軽減の判定所得基準について

均等割の5割軽減、2割軽減の判定所得基準が拡大されます。

※9割軽減、8.5割軽減については変更ありません。

◇問い合わせ 市役所国保年金課 国民健康保険係 ☎0738-23-5530
和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

平成29年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

